

産業廃棄物処分業

新規許可

事業範囲の変更許可

更新許可

申 請 の 手 引 き

仙台市環境局資源循環部
事業ごみ減量課

この手引きにおいて

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は法と、
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」は政令と、
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」は省令と記述します。

法令改正や環境省通知などにより、内容に変更が生ずる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●問い合わせ先

仙台市青葉区二日町 6 番 1 2 号
仙台市環境局資源循環部事業ごみ減量課施設係
TEL 022 (214) 8236
FAX 022 (214) 8356

※ 郵便物の送付先住所は下記の表記としてください。

〒980-8671
仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

※（参考）

産業廃棄物処理業に係る許可申請に関しては、この手引きのほかに、
下記の手引きもありますのでご参照ください。

産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業用施設設置等の手引き
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業申請の手引き

1 産業廃棄物処理業について

(1) 産業廃棄物処分業の許可

産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（保健所設置市の市長を含む。）の許可を受けなければなりません（法第14条第6項）。また、業の許可は、政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います（法第14条第7項）。

(2) 許可の基準

産業廃棄物の処分業の許可を取得するためには、①その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合し、②欠格要件に該当しないことが必要です。

①その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準（法第14条第10項第1号）

1 施設に係る基準（省令第10条の5各号）

○中間処分の場合

- ・処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- ・保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。

○埋立処分の場合

- ・産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- ・海洋投入処分を業として行う場合には、産業廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

2 申請者の能力に係る基準（省令第10条の5各号）

- ・産業廃棄物の処分を的確に行うことに足りる知識及び技能を有すること。
- ・産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

②申請者が法第14条第5項第2号イからへのいずれにも該当しないこと。（法第14条第10項第2号）

イ 法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

- ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

※第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用

する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(注1)(心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者)

施行規則第2条の2の2

法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(注2)(法第七条第五項第四号ニの生活環境の保全を目的とする法令)

政令第4条の6 法第7条第5項第4号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする

- 1 大気汚染防止法
- 2 騒音規制法
- 3 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- 4 水質汚濁防止法
- 5 悪臭防止法
- 6 振動規制法
- 7 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- 8 ダイオキシン類対策特別措置法
- 9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注3)「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

政令第4条の7

- 1 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 2 1のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 許可の申請

以下の書類一部を提出してください。申請者の控えとして副本を作成されることをお勧めいたします。

○公的機関で発行する書類

添付書類の内、公的機関の発行する書類については、申請日から3ヶ月以内の原本を使用してください。「住民票の写し」とは市区町村が発行した原本で（複写機でコピーしたものという意味ではありません）本籍地が記載されているものを提出してください。登記事項証明書は法務局が発行します。入手方法等に関しては、それぞれの発行機関にお問い合わせください。

○省略できる書類

他の廃棄物処理業や施設設置許可※を受けている場合には、⑫～⑰の書類が省略できます。なお、その際には、申請書に省略する旨の書類を添付し、必ず申請の際にその許可証の原本を持参してください。当方で確認後直ちに返却いたします。

⑨及び⑪の書類に代えて、有価証券報告書を添付することができます。

なお、優良認定制度の利用をご検討の方は、事前にご相談ください。

※許可証に「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無 無」と書かれているもので、先行許可証ということもあります。

規則第10条の4第7項 法第14条第1項 若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（第9条の2第5項、この項及び第11条第8項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）

なお、許可申請等において同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合、各申請書その他書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載すれば添付書類の省略が可能です。（他の申請書その他の書類記載例）

令和〇年△月□日提出の〇〇廃棄物処分業許可申請書の添付書類と同一のため、省略します。

○提出にあたって

処分業の許可に先立ち、廃棄物を処理する施設を使用できる状態であることが必要ですが、この施設のうち、処理する産業廃棄物の種類、処理能力によっては法第15条に規定する施設の設置許可が必要な場合もあります。仙台市では事前協議制度を設けていますので、処理施設（施設設置許可の要不要を問わず）を設置する前に、この制度を利用するなど、処分業の許可に当たっては、適正な能力を有するかどうか十分ご確認の上、申請してください。

○手数料

下記手数料を現金で納付してください。なお、手数料は審査に要する費用ですので、不許可となる場合であっても返還できません。審査期間は2ヶ月を目安としてください。

新規許可申請	100,000円
事業範囲の変更許可申請	92,000円
更新許可申請	94,000円

提出書類一覧

	提出書類	代替書類
①	許可申請書 様式第八号（新規・更新 記載例①）、様式第十号（変更 記載例①－２）	
②	（変更の場合は変更後の）事業計画の概要を記載した書類 1 全体計画の概要 2 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等 3 施設の概要 4 処分業務の具体的な計画 5 環境保全措置	
③	事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	
④	申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類	
⑤	産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
⑥	産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十三条 に規定する登録済証の写し	
⑦	（変更の場合は変更に係る）当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	
⑧	（変更の場合は変更に係る）当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	
⑨	申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	有価証券報告書
⑩	申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
⑪	申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書	有価証券報告書
⑫	申請者が個人である場合には、住民票の写し ^{※1} 及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ^{※2}	先行許可証 ^{※3}
⑬	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	先行許可証 ^{※3}
⑭	申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し ^{※1} 及び同号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ^{※2}	先行許可証 ^{※3}
⑮	申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し ^{※1} 及び同号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ^{※2}	先行許可証 ^{※3}
⑯	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し ^{※1} 及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ^{※2} （これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）	先行許可証 ^{※3}
⑰	申請者に令第六条の十 に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し ^{※1} 及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ^{※2}	先行許可証 ^{※3}

※1 本籍地の記載があるもの

※2 成年後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は、医師の診断書や認知症に関する試験結果等。なお、審査にあたり追加書類を求める場合があります。

※3 先行許可証原本（「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無 無」の記載のあるもの）

産業廃棄物の種類

排出業種	番号	種類	具体例
全ての業種	1	燃えがら	石炭殻、コークス灰、焼却炉の残灰、産業廃棄物の焼却残さ
	2	汚泥	廃水処理後の泥状のもの、各種製造工程で出る泥状のもの、メッキ汚泥、活性汚泥、ビルピット汚泥、建設廃泥水など
	3	廃油	潤滑油、切削油、タールピッチ、溶剤、洗浄用油、てんぷら油など
	4	廃酸	写真定着液、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液
	5	廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液などすべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	廃タイヤ、合成ゴム、合成繊維くず、塩ビパイプくずなど固形状・液状すべての合成高分子系化合物
	11	ゴムくず	天然ゴムくずなど
	12	金属くず	すべての金属くず及び金属製品くず
	13	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボード。コンクリートくずは、工作物の新築又は除去に係るものを除く。
	14	鋳さい	製鉄工程等から生ずるスラグ、電気炉等の鋳さい、廃鋳物砂など
	15	がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片など
	18	ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん機ダスト
特定の業種	7	紙くず	パルプ、紙又は紙加工品製造業、出版印刷業、建設業（工作物の建築又は除去）から生じる紙くず
	8	木くず	建設業（工作物の建築又は除去）、木材又は木製品の製造業などからの木くず、貨物の流通のために使用したパレット
	9	繊維くず	製糸、紡績、織物業者、建設業（工作物の建築又は除去）から生じる木綿くず、羊毛等の天然繊維くず
	10	動植物性残さ	食料品製造業等の有機性残さ
	19	動物系固形不要物	と畜場等における家畜の解体等に伴って生ずる固形状の不要物
	16	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚及び鶏などのふん尿
	17	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚及び鶏などの死体
	20	政令第1条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の産業廃棄物に該当しないもの

特定の業種とは、その特定の業種から排出される場合のみ該当します。

例：「賞味期限の切れた食品」の場合、販売業は特定の業種（「動植物性残さ」の特定業種である食料品製造業）に該当しないため、一般廃棄物となります。

○提出書類

①許可申請書 様式第八号（新規・更新 記載例①）、様式第十号（変更 記載例①－１）

- ・事業の範囲の欄には、中間処理又は最終処分と、さらに中間処理の場合には処理の方法（破碎や焼却等）毎に処理する品目を記入してください。産業廃棄物の品目は前項を参照し、石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物等、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む・含まないを記載してください。
- ・事務所及び事業場の所在地の欄には、産業廃棄物処分業を営む上での事務所及びすべての事業場（施設設置場所）の所在地と電話番号を記載してください。
- ・事業の用に供するすべての施設について、設置年月日は使用前検査済通知書又は工事完了検査済通知書の通知年月日としてください。移動式処理施設の場合は、設置場所を「仙台市内一円（排出される現場内に限る。）」とし、駐機場所を記載してください。許可を有する施設の場合は許可年月日、許可番号を記載してください。処理能力は一日当たりの処理能力、稼働時間及び時間当たりの処理能力を記載してください。
- ・最終処分場の場合は、埋立地の面積と埋立容量を記載してください。
- ・既に産業廃棄物処理業の許可（他自治体含む）を有している場合は、許可都道府県・市名と許可番号を記載してください。
- ・役員には、登記事項証明書に記載された役員の他、相談役、顧問等も含みます。
- ・欄に書ききれない場合は様式の例により書面を作成して添付しても結構です。

②事業計画の概要を記載した書類（記載例②－１～②－４）

1 全体計画の概要（記載例②－１）

事業の目的、全体計画の概要について記載してください。

2 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等（記載例②－１）

処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分ごとの処分量、性状並びに予定排出事業者の名称及び所在地について記載してください。

3 施設の概要（許可外中間処理施設）（記載例②－２）

処理業において使用する産業廃棄物処理施設（法第１５条に規定する施設設置許可を要しないものに限る。）の種類、設置場所、設置年月日、取り扱う産業廃棄物の種類、処理方式の設備の概要及び環境保全設備の概要を記載してください。

4 処分業務の具体的な計画（中間処理計画又は埋立処分計画）（記載例②－３）

処理業務を行う上での社内体制及び具体的な計画を記載してください。なお、記載に当たっては記載例を参考に次の事項を盛り込んでください。

ア 処理の概要

産業廃棄物処理の処理工程を記載してください。

イ 処分業務を行う時間

営業時間、作業時間及び休業日を記載してください。

ウ 社内の組織及び体制

業務を行う上での社内体制とその従業員を記載してください。

エ 事務管理体制

処理実績の記録、各種報告・届出等に関する事務処理についてその管理体制を記載してください。

オ 従業員に対する社内教育体制

運転手、現場作業員、事務員等産業廃棄物処理業務に携わる従業員に対する適正処理の周知方法を記載してください。

カ 維持管理体制及び維持管理計画

産業廃棄物処理責任者、技術管理者及び施設の点検・記録の方法について記載してください。

キ 処理フロー

廃棄物の 排出 → 分別 → 保管 → 収集・運搬 → 処分 の流れに沿って、だれが、どの処理を行うのか明らかにしてください。

ク 取り扱う産業廃棄物の受託体制とチェック体制

契約時及び実際の処理業務時のそれぞれについて、委託された廃棄物が許可の範囲内のものであるかどうか、どこで、どのようにして確認するのか記載してください。また、広域移動を伴う廃棄物の処理に関しての対応も明記してください。

ケ 従業員数内訳の記載は、業務の内容に応じてそれぞれの人数を記載してください。

5 環境保全措置（記載例②－４）

それぞれの施設において、環境保全のために講ずる措置について記載してください。

○中間処理施設において講ずる措置

ア 飛散、流出の防止対策

イ 大気、悪臭、騒音、振動、水質についてのそれぞれの措置

ウ 生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように講ずる必要な措置について

エ ねずみ、蚊、はえその他害虫の発生防止策

○保管施設において講ずる措置

ア 囲い、表示の実施方法

イ 保管場所からの飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散防止策

ウ ねずみ、蚊、はえその他害虫の発生防止策

エ 保管期間及び保管方法

○最終処分場において講ずる措置

ア 飛散、流出防止策

イ 大気汚染、悪臭、騒音、振動防止策

- ウ 生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように講ずる必要な措置について
- エ 埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれのある場合に講ずる必要な措置について
- オ 埋立処分方法及び埋立処分を終了する場合の生活環境の保全上支障が生じないように行う表面覆土の実施方法について
- カ ねずみ、蚊、はえその他害虫の発生防止策
- キ 埋立地の周辺の囲い、表示の実施方法
- ク 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに行う埋立の実施方法について

③事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

次の書類を添付してください。

- ア 処分施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- イ 施設付近の見取り図
 - ・位置図 現地調査ができるよう事業場付近の状況がわかるもの
 - ・配置図 事業場内の施設の位置、事務所、保管場所等がわかるようもの。
- ウ 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- エ 施設及びその周囲の状況が把握できる写真
- オ 仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に基づく事前協議完了通知書の写し及び使用前検査済通知書又は工事完了検査済通知書の写し

④申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

土地の公図の写し、土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）、事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類を添付してください。更新許可申請時、移動式の施設については車検証の写しや固定資産台帳の写し等を添付してください。賃貸借の場合は、賃貸契約書の写しを添付してください。

⑤産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（記載例③）

- ・中間処理後の産業廃棄物の種類、性状及び数量を記載してください。
- ・中間処理後の産業廃棄物を中間処理・最終処分する場合には、その処分予定先を、有価物として処理（販売）する場合には、その販売先・用途を記載してください。

⑥産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十三条に規定する登録済証の写し

⑦当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

（財）日本産業廃棄物処理振興センターの実施する産業廃棄物の処分に関する講習会の修了書の写しを添付してください。なお、この能力を有する方は、原則として、役員又は使用人でなければなりません。

⑧当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（記載例

④）

事業の開始に要する資金の総額は処理業務を新たに開始するに当たって、必要な経費を、経営の実態に沿って記載してください。

- ・資金の調達方法は、自己資金又は金融機関等からの融資等について記載してください。
- ・産業廃棄物処分業の開始にあたって新たに資金を必要としない方は、その旨を記載した書類を提出してください。

⑨申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- ・直前３年の各事業年度における、上記書類および確定申告書の写しを提出してください。
- ・収益の額と比較して多額の負債を有している場合や過去３年間の事業収支が赤字決算の場合は、許可後の事業の継続性を判断する観点から、経営改善計画書を提出していただく場合があります。

⑩申請者が個人である場合には、資産に関する調書（様式第１３号）並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

預金残高、借入金、自己所有の不動産（土地、家屋等）、動産等（車両、設備等）を記入してください。所得税確定申告書の写しを提出してください。

⑪申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出してください。

⑫申請者が個人である場合には、住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

住民票の写し（本籍地が記載されているもの）、登記事項証明書又は医師の診断書等

(以下、「住民票等」と言います。)を提出してください。

⑬申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する
書面

申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを誓約するため、誓約書に住所、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)を記入し、押印してください。なお、日付は申請日としてください。

⑭申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イ(法第七条第五項第四号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

法定代理人の住民票等を提出してください。

⑮申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し及び同号イ(法第七条第五項第四号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

役員の住民票等を提出してください。なお、役員とは登記簿に記載されている役員の他、顧問、相談役等も含みます。

⑯申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第号イ(法第七条第五項第四号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

株主が法人である場合は登記事項証明を、個人である場合は住民票等を提出してください。

⑰申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

使用人の住民票等を提出してください。

使用人とは本店又は支店若しくは継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者です。